

ワクチン・検査パッケージ定着促進等事業 検査実施事業者の登録について

1 事業の趣旨・目的

県では、ワクチン・検査パッケージ定着促進等事業により、ワクチン・検査パッケージ制度の活用や感染拡大傾向時に必要となる PCR 検査等(PCR 検査の他、LAMP 法等の核酸増幅法、抗原定量検査を含む検査方法のことをいう。以下同じ。)及び抗原定性検査を実施する事業者を募集し、当該事業者が実施する以下3に記載する検査の経費等について補助金を交付することにより、検査を必要とする県民等が無料で検査を受検できる体制を整備することとし、以下のとおり当該検査を実施する事業者を募集しています。

※ ワクチン・検査パッケージ制度は、新型コロナウイルス感染症の感染対策と日常生活の回復の両立に向けて、将来の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等の下においても、飲食やイベント主催者等の事業者が、入店者・入場者等のワクチン接種歴又は検査結果の陰性のいずれかを確認することにより、感染リスクを低減させ、飲食やイベント、人の移動等の各分野における行動制限の緩和を可能とする制度です。(参照:国のホームページ <https://corona.go.jp/package/>)

2 対象事業者

以下の事業者を対象として募集します。

- (1) 県内の医療機関、薬局、衛生検査所等
- (2) 県内の飲食店、観光・宿泊業者、イベント主催者等の事業者(ただし、別途ワクチン・パッケージ制度の「利用登録」※を済ませた事業者であること)

※以下を参照してください。

○大規模イベント等の開催

<https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/kenko/kenko/kansensho/joho/corona-event.html>

○「信州の安心なお店」認証店 <https://shinshu-anshin.net/>

○信州版 新たな旅のすゝめ <https://tabi-susume.com/>

3 補助金の交付対象経費

県に登録した検査事業者に、以下の経費について補助金を交付します。

- (1) 以下に該当するPCR検査等及び抗原定性検査を実施する経費

ア ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業

ワクチン・検査パッケージ制度、及び飲食、イベント又は旅行等の活動に際し検査結果の陰性を確認する民間事業者の自主的な取組等に応じて当該事業を利用しようとする者(入店者・入場者等)が、受検する検査の経費

ただし、検査経費の補助は令和4年3月末までとなり、4月以降の検査費用は受検者の本人負担となります。

イ 感染拡大傾向時の一般検査事業

感染拡大時に、感染リスクが高い環境にある等の理由により感染不安を感じる者(新型コロナウイルス感染症状が出ていない者に限る。)が、知事の要請(特措法第24条第9項に基づくものをいう。)に応じて受検する検査の経費

検査経費の補助は、令和4年4月以降も継続される見込みです。

(2) 検体採取場所を確保する等(1)の事業の実施に必要な体制を整備する経費

【参考 (1)ア・イにおける補助金の交付要件等】

		ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業	感染拡大傾向時の一般検査事業
補助対象期間		令和4年3月末まで	終了時期未定
感染拡大状況		問わない。 〔 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等における行動制限の緩和 ^{※1} のほか、感染拡大時以外でも民間事業者の自主的な取組に応じる目的で受検可能 〕	感染拡大傾向時に、法に基づく知事の要請がある場合 〔 国レベル2相当以上 ^{※2} 、かつ知事が特措法に基づく要請を発していること 〕
検査に係る補助金の支給対象	県民限定等	県内滞在者(県民に限らない)	県民に限る
	ワクチン接種済みの方	ワクチンを2回以上接種している方は対象外	○(対象となる)
	健康上の理由等によるワクチン未接種者	○(対象となる) 〔 未就学児(概ね6歳未満)は、同居する親等の監護者が同伴する場合には、行動制限を緩和する上で、検査は不要 〕	○(対象となる)
	自己都合によるワクチン未接種者	×(対象にならない)	○(対象となる)

※1 ワクチン・検査パッケージによる行動制限の緩和のこと

※2 県の感染警戒レベル4以上に相当

4 補助金の算定方法

交付の額は、次の(1)～(3)により算出された額の合計額とする。(ただし、算出された額に百円未満の端数が生じた場合は、それぞれ当該端数を切り捨てる)

(1) 検査経費

「基準額」(補助上限額)と「対象経費」の実支出額とを比較して少ない方の額

(2) 手数料等

検査件数に3,000円を乗じて得た額を合計した額

(3) 体制整備のための経費

「基準額(補助上限額)」と「対象経費」の実支出額とを比較して少ない方の額

区分	基準額(補助上限額)	対象経費
検査経費	(1) PCR 検査等 ※ 令和 4 年3月まで検査1件につき 8,500 円 令和 4 年4月以降検査1件につき 7,000 円 (2) 抗原定性検査 検査1件につき 3,000 円	PCR 検査等の検査費用、 検査キットの購入費、送料 等
その他経費	検査 1 件につき、一律 3,000 円	
体制整備の ための経費	(1) 事業所ごと 700,000 円 (2) 検体採取場所を1事業所に2か所以上設置 する場合は当該事業所ごと 1,300,000 円	検体採取場所を確保する ための経費その他必要な 費用として知事が認めたも の

(注) いずれの額も今後の国の関連予算の成立状況等を踏まえ見直される場合があります。

※ PCR検査等については、令和 3 年 12 月 31 日以降、実施事業者が医療機関である場合については、検体採取を行った医療機関以外の施設へ検体を輸送し検査を委託して実施した場合を除き、上限額を 7,000 円(税込)とする。

5 検査実施事業者登録及び検査事業の開始に向けて必要となる準備

(1) 検査キットの仕入れや PCR 検査等の実施先の確保が可能かを検討し、仕入れ価格及び検査価格などを調査する。

(2) 事業所(薬局等)内に検体採取場所を確保できるかを検討し、そのために必要な費用の見込みを立てる。

ア 検体採取場所は、他の区域とは、壁や何らかの仕切り等で分けられている必要があります。(検体採取のときのみ一時的に区別することも可能。)

イ 利用者同士が感染防止の観点から適切な距離をとることができ、また利用者と検査実施の際に検体採取の方法等について監督する職員(以下、「検査管理者」という。)の間に十分な距離(抗原定性検査の場合は目安2メートル)が確保できるか、ガラス窓のある壁等により隔たりを設けることができることが必要です。

ウ 検査管理者が本人による検体採取の様子(及び抗原定性検査の場合には検査結果)を十分に確認することができる程度の明るさ(参考として通常の事務所程度)があることが必要です。

エ アからウまでの要件を満たす場所を確保できない場合でも、ドライブスルー方式による立会いやオンラインの立会いによる検体採取を行うことが可能です。

(3) 県に「実施計画書」を提出し、登録を受ける。

(4) 以下を確認の上、従業員に研修を行うなど検査等を実施するための体制づくりを行ってください。

ア ワクチン・検査パッケージ制度における抗原定性検査の実施要綱

イ PCR 検査等のための検体採取の立会い等に係る留意事項

いずれの資料も、以下の県のホームページでご案内しています。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kansensho-taisaku/vtp/vtp-boshu.html>

6 登録方法

(1) 登録受付期間

令和3年12月13日以降 随時受付(終了時期未定)

(2) 提出が必要な書類

実施計画書(別紙 様式第1号)

(3) 申請書類の入手

登録申請に必要な様式類は、以下のホームページからダウンロードしてください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kansensho-taisaku/vtp/vtp-boshu.html>

(4) 提出方法

下記アドレスまで電子メールでご提出ください。

vtp@pref.nagano.lg.jp

7 申請書類の内容審査

(1) 日程等

申請書類受付後、随時内容を審査します。

(2) 審査事項

下記すべての事項を満たしている場合に、登録を行います。

ア 実施計画書の記載に不備がないこと。

イ 検査キット等の調達方法・検査の単価・検査の実施回数等が適当であると認められること。

ウ 検査に係る事業を適切に実施するための体制及び方法が定められていること。

エ 当該事業者が適切な検体採取の実施場所を確保していること(ドライブスルー方式による立会いやオンラインの立会いによる場合を除く)。

オ 検体採取の立会い等が適切に実施できると認められること。

(3) 登録の通知

審査後、登録の可否を電子メールで通知します。

(4) ホームページへの掲載

登録事業所の情報は、県のホームページに掲載します。

8 事業の実施、報告

(1) 事業の実施

県への登録後に行った事業が補助金の対象となります。

(2) 検査の実施又は検体採取の実施

ア 検査実施事業者は検査受検を希望する者から新型コロナウイルス感染症に係る無料検査申込書(別紙 様式第2号)の提出を受け、補助金の支給対象となる検査であることを確認の上、検査を実施してください。

イ 抗原定性検査を実施した事業者は、検査受検者に検査結果通知書(別紙 様式第3号)に準じて検査結果を通知しなければなりません。また、陽性者には適切な医療機関の受診を促してください。

(3) 週ごとの検査状況報告

検査実施事業者は、週ごとに、検査受検者の総数及びそのうち陽性結果が判明した者の総数を記録し、県に報告してください(報告方法等は別途ご案内します)。

(4) 実績報告

補助金の交付は、精算払いとします。補助金の交付手続に関する詳細は、登録後に別途ご案内します。

9 スケジュール

実施時期	実施内容
令和3年12月13日から	事業者の募集開始 ★申請書類(実施計画書・誓約書)の提出 ↓ 事業者登録、登録通知 ↓ ★事業開始、週ごとの検査状況報告
令和4年3月31日	ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業終了 ★実績報告書提出 →完了検査・額の確定、確定精算
令和4年4月以降	感染拡大傾向時の一般検査事業は継続されます。 ★週ごとの検査状況報告 ★実績報告書提出

★検査実施事業者が行う事項

10 留意事項

- 補助金交付要綱、事業実施要領は、国の関連予算成立後に通知します。
- 国の補正予算の成立状況等によって、本事業の内容の見直しを行う場合があります。

11 お問い合わせ・登録書類等提出先

長野県健康福祉部感染症対策課 PCR等検査無料化事業実施チーム

住 所:長野市大字南長野字幅下 692-2

TEL:026-235-7338 FAX:026-235-7334

E-mail:vtp@pref.nagano.lg.jp

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kansensho-taisaku/vtp/vtp-boshu.html>